

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 定山溪浄水場原水調整池直流電源設備修繕
- 2 事業者名 株式会社北海道ジーエス・ユアササービス
- 3 特定理由 本業務の対象機器は、定山溪浄水場内（定山溪原水調整池）の受配電設備等に制御電源を供給するため重要な設備である。
本業務は、機器独自の技術基準及び設計データに基づき点検・調整及び点検結果の良否判断を行うことから、製造元のみが保有する設計データ等がなければ履行は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である株式会社GSユアサから同機器の保守点検・修繕業務の代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契約番号	第73-21-00178号		
件名	白川第2浄水棟ろ過池コントロール弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 7月 16日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	24,101,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000092780 (株) 本山製作所		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 本山製作所							決定
		21,910,000					
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2浄水棟ろ過池コントロール弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 本山製作所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、白川第2浄水棟の処理水量を制御用計算機にて自動制御するために設置されている、ろ過流量コントロール弁である。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製造されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該対象の設計・製造業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名
幹線流量送信器盤用通信変換装置修繕その1
- 2 事業者名
菱照エンジニアリング株式会社
- 3 特定理由
通信装置のうち、アナログ通信方式からデジタル通信方式への変換を担う通信変換部分の改修を行い、デジタル通信方式化によって得られる継続的かつ安定的な通信品質の維持および幹線流量等測定データ送信機能の確保を図るものである。
本修繕には、既設幹線流量送信器盤納入者が保有する設計データおよび、コントローラ内部のプログラム改変が必要となることから上記業者を特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 件名 | 豊平川水道水源水質保全 データ伝送装置修繕 |
| 2 業者名 | 美和電気工業株式会社 北海道支社 |
| 3 特定理由 | <ul style="list-style-type: none">・本修繕は、バイパス施設の運用開始に伴う、管理センターと北海道電力株式会社の水量データを相互で取り込むための伝送装置修繕である。・本修繕を行うためには、設備仕様を熟知しているメーカーでなければ、設備の仕様に合致した部品の選定が出来ず、試運転に伴うシステム全体の性能評価もできない。
当該設備は美和電気工業株式会社が設計・納入したものであるが、修繕に必要な技術・資料についてはメーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、他社では機能回復はできない。・以上の理由により、上記業者以外の事業者は本修繕を履行することができない。 |
| 4 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 豊平庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕

2 業 者 名 株式会社栗本鐵工所 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象設備は、緊急貯水槽に設置されている緊急遮断弁で流入弁、流出弁、バイパス弁で構成されている。緊急遮断弁は災害発生時に自動的に管路を遮断して飲料水を確保するための、最も重要な機器である。そのため、緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備、劣化に対する予防保全及び部品交換が必要となる。

本修繕の対象設備は上記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品である。また、整備に必要な技術や資料はメーカー独自の仕様であり、一般に公開されていない。そのため、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整に必要な技術、資料を有するのは上記の業者のみであり、他社では履行不可能である。

標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

~~【特定調達契約の場合】~~

~~—地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第—号に該当すると判断されるため。~~

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。